

令和6年度魚津市障がい者就労施設等優先調達方針について

魚津市障がい者就労施設等からの優先調達の推進に関する要綱（平成29年魚津市告示第41号）第6条第2項の規定に基づき、令和6年度の調達方針として、障害者就労施設等から調達する物品等及び調達目標金額を次のとおり定める。

1 障がい者就労施設等から調達する物品等

区分	品目	
物品	食品	穀物・野菜類、畜産類、パン類、菓子、惣菜、飲料、その他（茶葉等）
	事務用品	ノート、ペン立て、はがき、カレンダー等
	その他物品	衣類、雑巾、石けん、陶器、花苗等
役務	印刷	普通印刷（ポスター、リーフレット、冊子等）、名刺・封筒・はがき印刷等
	リサイクル事業	回収、仕分け作業等
	清掃・園芸・管理	清掃、植栽、除草等
	郵便物等の梱包・発送	封入、シール貼り、仕分け、発送（配達・ポストイング含む）
	情報処理	データ入力、テープ起こし等
	その他サービス	障子張り替え、洗車、タイヤ交換等

2 調達目標金額

区分	目標金額
物品	2,400,000円
役務	100,000円
合計	2,500,000円